

議第 175 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 12 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

		改正前		改正後	
別表第 2（第 2 条関係）		戸籍関係		戸籍関係	
手数料を徴収する事務		手数料の額		手数料の額	
		単位	金額	単位	金額
戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。）第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで（これら	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。）第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで（これら	1 通につき	450 円 （多機能端末機による交付については 350 円）	1 通につき	450 円 （多機能端末機による交付については 350 円）
の規定を法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。）、第 48 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を	の規定を法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。）、第 48 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を				
法第 117 条にお	法第 117 条にお				
部若しくは一部を	部若しくは一部を				
持っている事項の全	持っている事項の全				
れた戸籍に記録さ	れた戸籍に記録さ				
クをもつて調製さ	クをもつて調製さ				
基づく磁気デイス	基づく磁気デイス				
126 条の規定に	126 条の規定に				
第 1 項若しくは第	第 1 項若しくは第				
第 1 項若しくは第	第 1 項若しくは第				
又は法第 120 条	又は法第 120 条				
しくは抄本の交付	しくは抄本の交付				
づく戸籍の謄本若	づく戸籍の謄本若				
26 条の規定に基	26 条の規定に基				
まで若しくは第 1	まで若しくは第 1				
第 1 項から第 5 項	第 1 項から第 5 項				
第 10 条の 2	第 10 条の 2				
(1) 法第 10 条第 1	(1) 法第 10 条第 1				

<p>いて準用する場合を含む。)、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>証明した書面の交付</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>いて準用する場合を含む。)、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号1</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>いて準用する場合を含む。)、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>証明した書面の交付</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>いて準用する場合を含む。)、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号1</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

<p>請求が同条第1項の規定により同項の規定による電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>(4) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>
<p>請求が同条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>(3) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>

<p>5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	
<p>5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	
<p>(5) 略</p>	<p>略</p>
<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号につき 700円</p>

に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書が請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求

を行う場合における当該発行を除く。)		
(7) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第12600円	1通につき	350円
(8) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは第12600円	書類又は届	350円

(5) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第12600円	1通につき	350円
(6) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは第12600円	1件につき	350円

<p>項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書 その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書 その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は <u>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報</u> <u>の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p>	<p><u>書等情報の</u> <u>内容を表示したものの1</u> <u>件につき</u></p>
--	--	--

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正による戸籍に関する事務の追加に伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出する。